

## 福知山千年の森づくり協議会規約

### (名 称)

第1条 この会は、福知山千年の森づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、福知山千年の森づくり計画区域（福知山市の丹後天橋立大江山国定公園に指定された区域）について、環境保全、農林業振興、観光振興を図りながら、地域が持つ自然資源や歴史的文化資源を保全・継承する取組みを行うと共に、国定公園区域の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進し、併せて当該地域を中心としたエコツーリズムの推進を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、京都府及び福知山市と緊密な連携の下に次の事業の推進を図る。

- (1) 丹後天橋立大江山国定公園区域の環境整備・保全・活用に関すること。
- (2) エコツーリズムの推進に関すること。
- (3) 自然へのふれあいや森林・環境学習等に係る活動に関すること。
- (4) 地域住民や活動団体等との連携・協働による総合的な計画推進に関すること。
- (5) その他本協議会の目的を達成するため必要とする事業

### (組 織)

第4条 協議会は、福知山市、学識経験者、関係機関、市民団体並びに第2条に規定する目的に賛同し事業の推進に協力する有志をもって組織する。

### (役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委 員 30名以内

2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が委員の中から指名する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠就任者の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
- (3) 委員は、協議会の事業に参画し、これを推進する。

### (顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を経て会長が委嘱する。

### (総会)

第8条 協議会の目的を達成するため、会長の招集により、総会を年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、必要により臨時に開催する事ができる。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
  - (2) 規約の変更に関する事項
  - (3) その他本協議会の目的を達するために必要な事項
- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
  - 3 総会は、委員の過半数以上の出席で成立する。
  - 4 総会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 総会への出席は、委員が会長の承認を得て代理者を指名した場合には、その出席を認め、議決権を有する。
  - 6 議長が必要と求めたときは、委員以外の者に総会への出席を要請することができる。

### (幹事会)

第9条 第3条に掲げる事業を円滑に行なうため、協議会に幹事会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
  - (2) 総会の議決により委任を受けた事項
  - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 2 幹事会の幹事は、委員の中から会長が選任する。

### (事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の事業実績は、毎年年度の終期をもって整理する。

### (支援・協力)

第11条 協議会は、次に掲げる者（以下「支援協力者」という。）に、活動への支援・協力を求めることができる。

- (1) サポーター（協議会の活動の趣旨に賛同し、継続して支援・協力の意思を有する者で、協議会に登録する者）
- (2) 活動協力団体（協議会の活動の趣旨に賛同し、活動への支援・協力の意思を有する市民団体等で、協議会に登録する団体）
- (3) 協賛者（協議会の活動の趣旨に賛同し、支援・協力の意思を有する者で、協議会に対し、資金を提供する者）

2 協議会の活動に対する支援・協力のため、支援協力者は相互に連携して活動を行うことができる。

### (事務局)

第12条 協議会の事務局は、福知山市農林商工部農林管理課におき、同部林業振興課及び企画政策部観光振興課と連携して行う。

2 事務局は、庶務及び会計に従事する。

### (その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が総会に諮り定める。

### (附 則)

- 1 この規約は平成21年11月17日から施行する。
- 2 協議会設立当初の委員は、第5条第2項の規定にかかわらず設立総会の定めるところとし、その任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 3 協議会設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、この規約施行の日から平成22年3月31日までとする。

### (附 則)

この規約は平成23年5月31日から施行する。